



東ティモール／オーストラリア海洋境界事件
（「ティモール海調停」）（国連海洋法条約附属書V
調停）ティモール海に関する東ティモール／オース
トラリア強制調停委員会の報告及び勧告（2018年5月・

山下, 毅

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 69(2):125-146

(Issue Date)

2023-03-22

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100481137>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100481137>



東ティモール／オーストラリア海洋境界事件（「ティモール海調停」）
 （国連海洋法条約附属書Ⅴ調停）
 ティモール海に関する東ティモール／オーストラリア強制調停委員会の報告及び勧告
 （2018年5月9日）

山 下 毅

一．報告⁽¹⁾ 要旨

1. 序 (paras. 1-7)

この報告書は、東ティモールが、オーストラリアを相手に、国連海洋法条約（「UNCLOS」）298条1（a）（i）及び附属書Ⅴに従って、ティモール海における恒久的境界の画定に関する両当事国の紛争に関する強制調停手続に際して公表される。本件は、UNCLOS 強制調停に関する諸規定が援用された初の事例である（para. 1）。

本件において、両当事国はティモール海における両当事国の海洋境界に関する包括的合意を既に達成しており、本報告書は、調停手続の終結時に、両当事国の合意が達成された過程等を提供することを目的に（para. 6）、紛争の背景、調停の目的、調停委員会の任務、手続にてとられた措置、各当事国の立場、およびそれに対する調停委員会の関与を記述する（para. 7）。また、UNCLOS の調停に関する諸規定が援用された最初の事例であることを意識して、海洋境界に関する合意達成を可能にした要素に触れる（*ibid.*）。

(1) PCA Case N° 2016-10, In the matter of the maritime Boundary Between Timor-Leste and Australia (the “Timor Sea Conciliation”) before a Conciliation Commission Constituted under Annex V to the United Nations Convention on the Law of the Sea between the Democratic Republic of Timor-Leste and the Commonwealth of Australia, Report and Recommendations of the Compulsory Conciliation Commission between Timor-Leste and Australia on the Timor Sea (9 May 2018).

II. 画定されるべき区域の地理 (paras. 8-13)

東ティモールとオーストラリアは、最短で 243 海里のティモール海によって互いに隔てられた隣国である (para. 8)。ティモール海は、ティモールトラフを除き、一般的にかなり浅く、海底は有意な石油および天然ガスの鉱床を含むことで知られている (para. 12)。

III. 紛争の背景 (paras. 14-50)

東ティモールの西側に隣接するインドネシアは、オーストラリアと「1972 年海底条約⁽²⁾」を締結し、オーストラリアとインドネシアの間の海底を概ねティモールトラフの南縁に従う線に沿って境界線を画定したが、現在の東ティモールに隣接する海域の境界線は画定されなかった (para. 20)。これにより、境界未画定海域⁽³⁾が発生し、永らく境界画定に至らなかった。

東ティモールは、2002 年に独立し、オーストラリアと「ティモール海条約⁽⁴⁾」を締結した。同条約は、恒久的な海洋境界線を画定せず、共同開発区域 (「JPDA」) を設定し、JPDA の石油ガス収益の 90% が東ティモールに、10% がオーストラリアに配分されるよう規定した (paras. 34-35)。また、JPDA の東端にある「グレーターサンライズ」という天然資源の鉱床について、その 20.1% が JPDA 内にあることに基づき、生産収益の 20.1% を JPDA に、79.9% をオーストラリアに配分することも規定した (para. 30)。

東ティモールとオーストラリアは、2006 年に「オーストラリアと東ティモールの間のティモール海における海洋問題に関する条約⁽⁵⁾」 (「CMATS」) を締結した。CMATS は、グレーターサンライズの収益を、ティモール海条約で定めた比率ではなく、両国間で等分すること、および恒久的な海洋境界画定問題の解決に関するモラトリウム並びに同問題の紛争解決手続の利用可能性を定めた (para. 37)。

東ティモールとオーストラリアの間では、ティモール海に関して、CMATS が締結された事情および CMATS の有効性に関する「ティモール海仲裁⁽⁶⁾」と、JPDA 内のパイプラインの

(2) Agreement between the Government of the Commonwealth of Australia and the Government of the Republic of Indonesia establishing Certain Seabed Boundaries in the Area of the Timor and Arafura Seas, supplementary to the Agreement of 18 May 1971, 9 October 1972, 974 U.N.T.S. 319.

(3) 「ティモールギャップ」と称されていた。

(4) Timor Sea Treaty between the Government of East Timor and the Government of Australia, 20 May 2002, 2258 U.N.T.S. 3.

(5) Treaty between Australia and the Democratic Republic of Timor-Leste on Certain Maritime Arrangements in the Timor Sea, 12 January 2006, 2438 U.N.T.S. 359.

(6) *Arbitration under the Timor Sea Treaty (Timor-Leste v. Australia)*, PCA Case No. 2013-16, at <pcacpa.org/en/cases/37/>.

管轄権の帰属に関する「第8条 (b) 仲裁⁽⁷⁾」の2件の仲裁手続が係属中であった (paras. 45-47)。また、ティモール海仲裁に関連して、オーストラリアが、キャンベラの東ティモール側法律顧問を拘束し、また当該法律事務所から東ティモール政府側の文書とデータを押収したことを受けて、東ティモールは国際司法裁判所(「ICJ」)に提訴した (para. 46)。ICJの仮保全措置命令⁽⁸⁾を受け、オーストラリアが問題の文書及びデータの返還の意思があることを示したため、東ティモールは手続を取り下げた (*ibid.*)。2件の仲裁は、その後、本件手続との関連で終了した (para. 47)。

IV. 調停委員会の任務、設置および手続規則 (paras. 51-80)

A 調停の目的および調停委員会の任務 (paras. 51-71)

強制調停手続では、中立な委員会が、両当事国による友好的解決の達成を支援するために設置される。また、裁判手続のように両当事国を法的に拘束する解決を課すのではなく、両当事国に対する勧告を行う (para. 51)。

手続規則では、柔軟かつ非公式のアプローチを維持しようとした (para. 57)。第1に、電話や電子メールにより個別に議論した (para. 58)。第2に、大規模なまたはより公式な状況ではできないような、各当事国の政治主導者と個別の議論を促進した (*ibid.*)。

秘密保持に関して、両当事国との関与が公の場で行われると、当事国の発言や立場が調停委員会との率直な議論のためではなく、一般向けにまたは国内対策になりがちで、効果的でない (para. 60)。また、各当事国の合意なしに文書または情報が他方当事国に知らされたり公表されたりするリスクが著しい場合、当事国が協力的になりにくいことも予見される。他方、海洋境界の画定は、紛争当事国以外にも影響がある (*ibid.*)。そこで、議論の大半を非公開に行い、各当事国が提出した情報および文書につき、当事国が合意する範囲においてのみ他方当事国に開示できるようにした (para. 61)。同時に、プレスリリースを通じて、紛争両当事国の国民、およびティモール海に利益を有するその他の利害関係者が手続の進展を知ることができることを確保した (*ibid.*)。

UNCLOSにおいて、調停委員会の任務は、「東ティモール及びオーストラリアがティモール海における恒久的海洋境界の画定に関する紛争の友好的解決を達成するのを援助する」(7条) ことであるとされているが、附属書V5条は、調停委員会に「紛争の友好的解決を容易にすると考えられる措置」を勧告する権限を与えており、調停委員会は、調停手続の冒頭に

(7) *Arbitration under the Timor Sea Treaty (Timor-Leste v. Australia)*, PCA Case No. 2015-42, at <pcapca.org/en/cases/141>.

(8) *Questions relating to the Seizure and Detention of Certain Documents and Data (Timor-Leste v. Australia)*, Provisional Measures, Order of 3 March 2014, I.C.J. Reports 2014, p. 147.

認定された両当事国の紛争の最も直接的な要素に自らを限定するのではなく、友好的で永続的な解決を達成するために必要な争点に取り組むべく包括的な関与を追及した (para. 62)。

調停委員会が国際法の問題に関与すべき限度の問題について、UNCLOS は、海洋境界に関して強制調停を規定し、その画定は「…国際法に基づいて合意により行」う。また合意が得られなかった場合、調停委員会に「係争中の事項に関連するすべての…法的問題に関する結論」を報告するよう求めている。そのため、両当事国の海洋境界に関する法的見解に関わるのは不適當ではない (para. 69)。ただし、調停委員会の機能は、当事国の友好的解決の達成の補助である。そのため、両当事国の法的立場には、友好的解決の達成を促進し得る限度で関与する (para. 70)。

B 調停委員会の設置および手続規則 (paras. 72-80)

本調停手続は、2016年4月11日に東ティモールの通知によって開始された (para. 72)。調停人として、東ティモールは、アブドゥル・コロマ判事及びリユディガ・ヴォルフム判事を任命した。オーストラリアは、ロザリー・バルキン博士及びドナルド・マクレイ教授を任命した (paras. 72-73)。当事国が任命した調停人らは、両当事国との協議後、ピーター・タクソ・イエセン大使を議長に任命した (para. 75)。

V. 調停手続 (paras. 81-219)

以下において、本件調停の過程でとられた措置を述べる。

A 権限に関する手続 (paras. 82-88)

2016年8月12日にオーストラリアが提出した「権限に関する異議」に対し、調停委員会は、「権限に関する決定⁽⁹⁾」を発表し、本件に対する権限を有することを決定した (para. 86)。

B 信頼醸成措置 (paras. 89-109)

東ティモールは、ティモール海仲裁及び8条 (b) 仲裁の手続を停止した (paras. 96, 106)。オーストラリアは、ティモール海における恒久的な海洋境界について交渉を行うことを約束した (paras. 98-99)。東ティモール、オーストラリアおよび調停委員会は、CMATSを終了し、CMATS 終了後はティモール海条約およびその支援規制枠組みが当初の形で効力を維持する

(9) PCA Case No 2016-10, In the matter of a Conciliation before a Conciliation Commission Constituted under Annex V to the United Nations Convention on the Law of the Sea between the Democratic Republic of Timor-Leste and the Commonwealth of Australia, Decision on Australia's Objections to Competence (19 September 2016). 同決定は Annex 9 として報告書に付属している。

ことを共同で発表した (para. 103)。

C 手続の構築 (paras. 110-111)

(省略)

D 両当事国の海洋境界に関する立場の解明 (paras. 112-118)

(省略)

E 調停委員会による(海洋境界画定の)オプションおよびアイデアの検討 (paras. 119-126)

調停委員会は、単一の海洋境界線を考慮することを勧めた。また、海洋境界に関する合意達成の一部として、グレーターサンライズのための共同レジームおよび資源開発に関して考慮することも勧めた (para. 124)。

F 政治レベルでの非公式協議 (paras. 127-133)

(省略)

G 資源配分、より広い経済利益およびガバナンスに関する議論 (paras. 134-146)

両当事国の東部の海底境界に関する立場が相容れず、両当事国ともその立場を強く維持している (para. 137)。両当事国は、グレーターサンライズに関連する境界線に関する立場を害さないよう、特別レジームに関して議論した (para. 143)。このほか、両当事国間の主要な問題として、グレーターサンライズの開発からの収益の割当および開発構想を認定した (para. 145)。

この時、調停手続が生産的なものであるため、「権限抗弁に関する決定」で定められた期限⁽¹⁰⁾を過ぎて継続されるべきこと、および調停委員会が報告を提示する期限が、調停委員会の紛争当事国への関与の終了後になるよう延長されるべきことになった (para. 146)。

H 政治レベルでの更なる非公式協議 (paras. 147-154)

調停委員長とコロマ判事からなる調停委員会代表団は、非公式協議のために東ティモールを往訪し、東ティモールの政治首脳と会合した (para. 148)。東ティモールの政治首脳は、友好的解決を達成するために、東ティモールが立場を変更して受け入れることのできる要素

(10) 「権限抗弁に関する決定」では、2017年9月19日を期限と定めていた。(para. 146)

を概説した。これにより、両当事国は自身の確立した立場から離れ、調停委員会は両当事国にとって究極的に受け入れ可能だと見込まれる合意の核心的要素を見出すことが可能になった (para. 153)。

I 包括的な一括合意に至る議論 (paras. 155-166)

合弁事業体が、グレーターサンライズにおける、オーストラリアのダーウィンまでのパイプライン (「ダーウィン LNG」) および東ティモール南岸のベアソまでのパイプライン (「ティモール LNG」) による開発に関する申立書を提出した (para. 156)。調停委員会と両当事国は、グレーターサンライズからの収益の配分、グレーターサンライズの開発に関する合弁事業体の提言、合弁事業体との連携過程、およびグレーターサンライズの開発アプローチの争点に関する包括的な一括合意に向けて議論した (para. 161)。

2017 年 8 月 30 日、両当事国が受け入れ可能で衡平な解決を達成する海洋境界画定という、UNCLOS の要件に合致する包括案⁽¹¹⁾ の要素について合意した (para. 162)。

J 8 月 30 日合意の条約化および合弁事業体との取組への着手 (paras. 167-185)

(省略)

K グレーターサンライズ合弁事業体との関与 (paras. 186-192)

東ティモールおよびオーストラリアは、合弁事業体と会合した。合弁事業体は、グレーターサンライズの開発につき、ダーウィン LNG⁽¹²⁾ とティモール LNG⁽¹³⁾ の各アプローチに関する説明を行った。これに対し、両当事国は、合弁事業体の分析に納得しておらず、また追加の作業と検討が必要だと考える点に関する意見を、合弁事業体に提示した (para. 192)。

L 最終確認と条約署名の手配 (paras. 193-196)

(省略)

(11) 「8 月 30 日合意」(30 August Agreement) として、報告書の Annex 21 に付属している。

(12) ダーウィン LNG によるアプローチは、2022 年に生産終了が予定されているバユ・ウンダン⁽¹³⁾の枯渇後、グレーターサンライズをバユ・ウンダンから走る既存のパイプラインに繋ぎ、ダーウィンの既存の LNG プラントを利用する開発構想である (para. 269)。

(13) ティモール LNG によるアプローチは、グレーターサンライズを、ティモールトラフを横切るパイプラインで、東ティモールのヴィケケ (Beaco) に建設される LNG プラントに繋げる開発構想である (para. 269)。

M 両当事国と合弁事業体との一層の関与 (paras. 197-200)

(省略)

N グレーターサンライズ開発構想への調停委員会の直接関与 (paras. 201-218)

東ティモールは、調停委員会に対し、グレーターサンライズ開発構想を決定する状態になりと通知し、また可能な限り速やかに開発構想に合意すべく、オーストラリアとの議論を継続する要望を表明した (para. 217)。

O 海洋境界条約の署名 (para. 219)

2018年3月6日、国連事務総長及び調停委員の立会いのもと、海洋境界条約が両国により署名された (para. 219)。

VI. 調停委員会における論点 (paras. 220-282)

以下において、調停委員会は、両当事国を隔てた主要な争点および友好的解決を促すためにとられた措置を明らかにする (para. 220)。

A 調停委員会の権限に関する決定 (para. 221)

手続開始時にオーストラリアが申し立てた調停委員の権限に対する異議は、先決問題として審理された。かかる異議は却下され、調停委員会の権限が確認された (para. 221)。

B 海洋境界画定への関与 (paras. 222-240)

東ティモールは、海洋境界の画定は近年の国際裁判判例に反映される現代国際法に基づくべきで、海岸の中間線に従う大陸棚とEEZの単一の境界線が画定されると論じた (para. 231)。これに対し、オーストラリアは、北側にある東ティモールの大陸棚と南側にあるオーストラリアの大陸棚は物理的に全く異なり、この地形的特徴を海洋境界画定に考慮しなくてはならないと主張した (para. 234)。また、オーストラリアは、かかる事実がEEZの境界線画定に関連するものでないのであれば、大陸棚とEEZの境界線が異なっていて良いと主張した (*ibid.*)。

調停委員会は、両当事国で見解の異なる海洋境界画定の法的問題に関して断定的な意見を表明することは有益でないとし (para. 237)、むしろ、友好的解決を構成し得る要素に対する両当事国の反応を測ることを望んだ (para. 238)。

C 資源管理および収益問題に関する関与 (paras. 241-253)

1. 資源管理およびグレーターサンライズ特別レジーム グレーターサンライズの特別

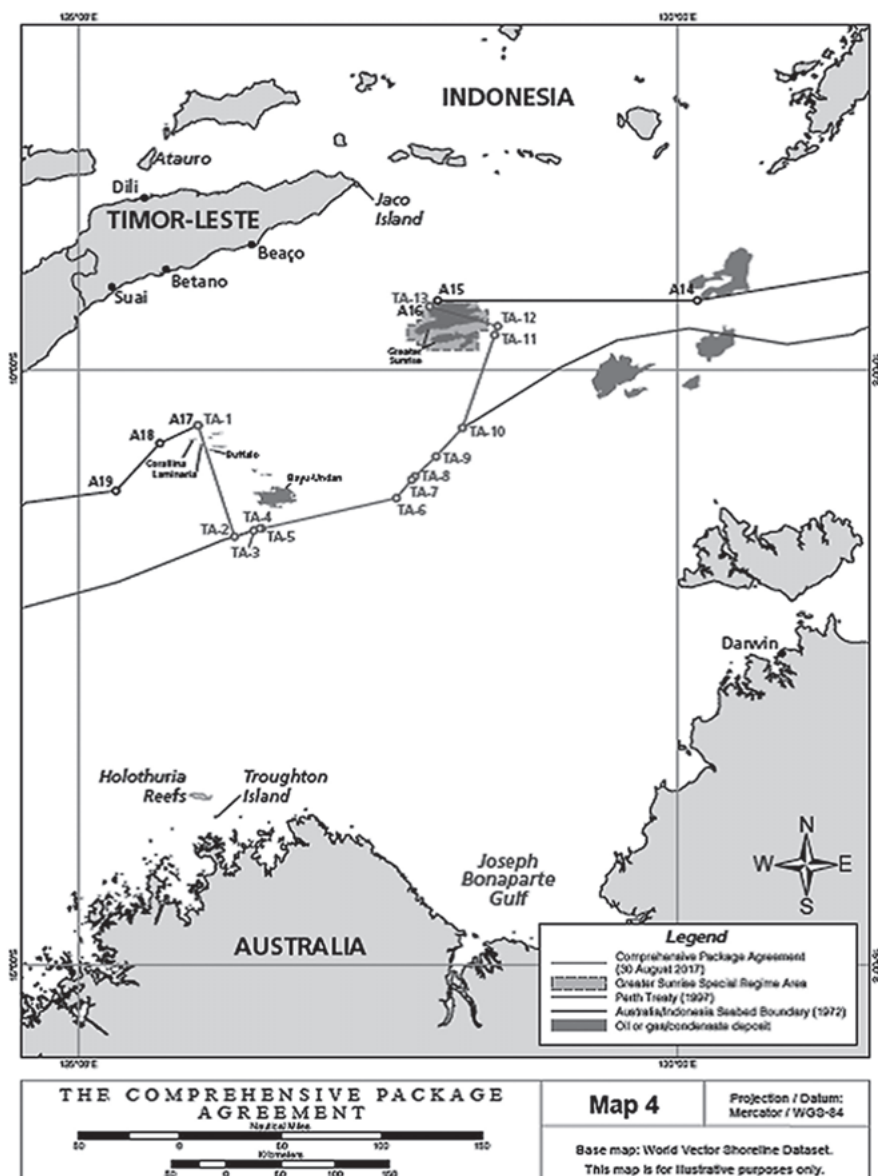
レジームを確立するための議論が、境界線の位置の議論と分離して、開始された (para. 241)。両当事国の間で特別レジームの要否に関する合意はなかったが、JPDA を通じて石油資源の共同管理の重要な経験を共有していたため、特別レジームがどうあるべきかという点に対する当事国間の相違は比較的小さいことが直ちに明らかになった (para. 242)。

2. 経済的利益および収益分与 グレーターサンライズの開発から得られるより広い経済的利益について、中立的で合意された数量化が追及された (para. 253)。しかし、両当事国は、最終的に、詳細な数量化は極めて困難であるとして、正確な値の合意を試みるのではなく、開発のより広い経済的效果—そしてこれらの効果は選択される開発構想によって異なること—を承認・反映した、結果を選ぶことを示した (*ibid.*)。

D 2017年8月30日の包括的一括合意 (paras. 254-267)

南側の海洋境界は、EEZ と大陸棚とで単一の境界線となり、両国沿岸からの中間線および両国で合意した中間線の北側を通る (para. 261)。西側部分の境界線は、大陸棚の境界線のみを構成し、バッフアロー油田が東ティモールに、ラミナリアーコラリーナ油田がオーストラリアに属するように引かれる (para. 262)。東側部分の境界線も、大陸棚の境界線のみを構成し、JPDA およびグレーターサンライズの東側からグレーターサンライズ内を通り抜け、1972 年の深海底条約の境界線に合うように引かれる (para. 263)。グレーターサンライズを通る部分は、そこから得られる財源の割当とおおよそ適合するように当該領域を分割して通っている。東側部分および西側部分の深海底の境界線は 1972 年深海底条約の境界線部分 (下記地図の A16、A17) に合うように引かれるが、この部分の境界線は、暫定的なものであるとされた。西側の暫定的境界線は、ラミナリアーコラリーナが商業的に枯渇し、東ティモール・インドネシア間の大陸棚境界画定が完了した際、東ティモール・インドネシア間の大陸棚境界線が 1972 年深海底条約の A17 地点から A18 地点の間で適合するように決定された場合はそれと同じ地点に、東ティモールとインドネシアの間における大陸棚境界が 1972 年深海底条約の A18 地点に適合するように決定された場合は A18 地点に合うように、調整される。東側の暫定的境界線は、グレーターサンライズが商業的に枯渇し、かつ東ティモールとインドネシアの間における大陸棚に関する合意の効力が発生した際、1972 年深海底条約に適合し、かつ東ティモール・インドネシア間の大陸棚境界と同じ地点に合うように調整される (para. 264)。

グレーターサンライズは、特別レジームを通じて管理され、当事国は、UNCLOS77 条に従い、それぞれ沿岸国としての権利を行使する。グレーターサンライズの収益は、ダーウィン LNG によって開発された場合は 80:20、ティモール LNG によって開発された場合は 70:30 で、東ティモールに多く配分される (para. 265)。



E グレーターサンライズ開発に関する関与 (paras. 268-283)

本件手続は、当初、海洋境界画定に関する手続だった。しかし、8月30日合意の不可分の一部として開発構想に関する決定が調停手続の関連で行われることとされたため、グレーターサンライズの開発構想に関しても、調停委員会による合意促進のための関与が求められた (para. 268)。

グレーターサンライズ開発のための2つの構想があり、東ティモールは、ティモール LNG を使用するアプローチを提案したのに対し、合弁事業体は、ダーウィン LNG アプローチを提案した (para. 269)。オーストラリアは、技術的に実現可能であり、商業的に採算可能であれば、どちらのアプローチでも構わないとした⁽¹⁴⁾ (para. 270)。合弁事業体は、採算性と最終的な投資利益を重視し、ダーウィン LNG 構想のみが商業的に採算可能で、東ティモールがティモール LNG 構想の経済的現実に向き合っていないと主張した。これに対し、東ティモールは、国家経済に対する経済効果を重視し、ティモール LNG 構想が商業的に採算可能で、ティモール LNG 構想のみが東ティモールの発展目標にかなうこと、および合弁事業体が2つの開発構想のどちらが東ティモールの発展に有意義な貢献をもたらすのかを真剣に考えていないことを主張した (para. 275)。グレーターサンライズの開発構想は、合意に至っていない (para. 282)。

VII. 手続についての調停委員会の考察 (paras. 283-299)

調停委員会がとった各段階および両当事者間で到達した合意のこれまでの記述に留まらず、調停委員会は、本件手続の成果に貢献した主要な要素を記録することを希望する (para. 283)。

上述の通り、本件手続は、2つの異なる段階で進められた。第1段階は、海洋境界画定に関するもので、両当事国が条約に署名して完全に終結した。第2段階は、調停委員会がグレーターサンライズのための開発構想に関する合意を促したもので、現在、合意未達成の状態にある。(para. 284)

A 海洋境界に関する手続についての考察 (paras. 285-296)

調停手続が開始した当初、両当事国の法的立場は、強固に固まっていた。調停委員会は、両当事国が最終的に合意に達するために、ティモール海における利益が自国の本質的利益に合致

(14) ただし、ウィッカムポイント工場が他のガス田の開発にその能力を回すことになった場合、ダーウィン LNG 構想が打ち切りになり、グレーターサンライズに商業的に採算可能な開発構想が無くなってしまうという懸念も、同時に表明された (para. 270)。

する互恵的な結果を予定することが可能な状態であることが重要であると考えた (para. 285)。

上記に加え、調停委員会は、調停手続の進行中にとられた多くの措置は、両当事国を連携させるための手段であったと考える (para. 286)。

調停委員会の努力のうち1つの重要な要素は、最初から手続全体を通じて、両当事国間に信頼を醸成し、生産的な調停および調停の成功に対する、両当事国間の紛争の実態に関する障害を除去することに関わったことである。調停委員会は、委員会の権限に対するオーストラリアの異議への迅速な解決が、その後の調停手続へのオーストラリアの効果的な参加を招くのに不可欠だったと考える (para. 287)。また、信頼醸成措置は、手続に積極的推進力を生じさせるのに不可欠であった。CMATSの存続および係属中の仲裁は、象徴的障害だったため、調停委員会は、信頼醸成措置を通じて、白紙状態を確立しようとした。特に、CMATS終了の法的効果が不明確であった点につき、紛争両当事国は、調停委員会の示唆により、ティモール海における他の利害関係者にとっての法的確実性を維持する方法によって終了することに協力することを約束した (para. 288)。また、紛争両当事国と調停委員会の間に信頼の基礎を確立することも必要であった。そのため、調停委員会は、両当事国の公式な立場のみならず、その立場の根底にある利益も完全に理解するために相当な時間を使った (para. 290)。

本調停手続は、専ら海洋境界画定に焦点を当てて開始されたが、両当事国の境界の位置に関する見解は、海底資源、特にグレーターサンライズによって影響を受けていることが明らかになった。そのため、合意の不可分の一部として、グレーターサンライズの特別レジームを取り込み、両当事国の特別レジーム内における法的権利を定義し、資源開発のための工程を含んだ (para. 291)。海洋境界に関する合意を達成するのに関わる—または関わらない—論点を定義することそのものが困難なプロセスであったが、純粹に法的考慮に留まらない場合であっても、友好的解決に必要な要素を取り組むために検討できる調停の能力は、裁判との比較における調停の利点である (para. 292)。

紛争両当事国との連携の中で、調停委員会が、手続の管理において先を見越した役割を担うことが不可欠であった。このことは特に、調停委員会が、両当事国の焦点を、自国の当初の立場を支持するための議論から分離し、調停委員会が独自に示したオプションおよびアイデアによる解決案へと転換させた際に当てはまる。効果的な調停は、手続の各段階において、外交的および法的な技巧の注意深い混合が展開されることを必要とする (para. 293)。

もう1つの鍵となる手続的要素は、多様なレベルでの非公式の接触の価値と重要性である。調停委員会は、政治レベルおよび作業レベルでの会話、書簡、メール、電話等を通じて、両当事国の代表と関与しようとした。調停委員会の主要な機能は、両当事国がその立場の柔軟性を再評価し、創造的な解決を継続的に促す機会を可能な限り提供することであった (para. 295)。

最後に、相互に受け入れ可能な結果のためには、当然一括のものになることおよび両当事

国が妥協しなければならないことが重要であった (para. 296)。

B 開発構想に関する手続についての考察 (paras. 297-299)

両当事国の海洋境界に関する合意に続き、グレーターサンライズのための開発構想に関する合意を促す試みが求められた。調停委員会は、その役割が開発構想を勧告することではなく、当事国が決定を行うための情報を提供することであると解釈した。これまでのところ、合意は達成されておらず、両当事国は、グレーターサンライズのための開発構想に関する合意を追及する過程を継続することになる (para. 297)。調停委員会は、開発構想に関して、両当事国および合併事業体と取り組んだ措置を明確にし、両当事国に将来の議論のための情報となり得る多くの文書について、一部を本報告に添付し、他は秘密として、提供した。開発構想に関する議論が進行中である限り、調停委員会は、これ以上の論評または考察は許されないと考える (para. 298)。

調停委員会は、その努力が今後の議論に貢献することを希望し、両当事国が両国国民のためにこの共有資源の恩恵を最大化するために議論を続けることを勧告する。(para. 299)

VIII. 調停委員会の結論及び勧告 (paras. 300-306)

両当事国間で達成された合意の結果として、調停委員会は、最初に、合意により調停委員会の権限を拡大し、本報告の提出期間を延長する両当事国の合意を記録する (para. 303)。

続いて、調停委員会は、2018年3月6日に署名され、本報告に添付された境界条約に定める通り、両当事国がティモール海における両当事国間の海洋境界に関する合意を達成したことを記録する (para. 304)。

更に、調停委員会は、両当事国の合意は UNCLOS および他の国際法の規定に合致することを記録し、また、両当事国に対して、本件手続中に達成された関連する経過措置を含む合意を履行するよう勧告する (para. 305)。

また、調停委員会は、両当事国が資源開発構想に関する合意を達成するために、グレーターサンライズに関する議論を継続するよう勧告する (para. 306)。

二. 解説

1. UNCLOS 強制調停の有用性についての考察

(1) 紛争解決の成功

本件で取り扱われた紛争は、ティモール海の境界線未画定区域、いわゆる「ティモールギャップ」の問題という、東ティモールがポルトガルによって植民地支配されていた時代から長年未解決の状態が続いていた紛争である。このティモールギャップの問題の解決が実現

しないことが、しばしば両国間全体の関係性を悪化させていた。具体的には、次の3点が挙げられる。

第1に、ティモールギャップの問題に関連して、オーストラリアの諜報活動により紛争当事国間の信頼関係が悪化していた。調停手続の開始時点において東ティモールとオーストラリアが締結していたCMATSは、東ティモールが共同開発によって取得できるグレーターサンライズの収益の配分比率を、それまでティモール海条約で定めていた18%⁽¹⁵⁾から50%に大幅に増大させるものだった。しかし、2014年に、オーストラリアが、CMATSの採択の過程で東ティモール側に対して諜報活動を行っていたことが明らかとなった。

第2に、本件紛争に関連して、他の仲裁・裁判手続も行われていた。ティモール海調停の開始時、東ティモールは、オーストラリアによる諜報活動によりCMATSは無効であるとして開始したティモール海仲裁を含む2件の仲裁手続を係属していた。更に、オーストラリアがオーストラリア国内にある東ティモールの法律顧問の弁護士事務所から、ティモール海仲裁に関連する書類やデータ、東ティモール側弁護団のパスポートを取り上げ、東ティモールがこれをICJに提訴したこともある(調停開始時、既に取り下げ済み)。

第3に、本件紛争は、ティモール海の投資家、および東ティモールの歳入にも悪影響を及ぼす懸念が生じていた。東ティモールは、2013年2月23日以降CMATSを終了できる状況にあったが⁽¹⁶⁾、CMATS終了によってティモール海の資源共同開発制度が消滅することを懸念したため、実際には終了しなかった。ティモール海には、グレーターサンライズの他にも東ティモールの重要な歳入源となっていたバユ・ウندانを含めて複数の鉱床が存在していた。また、ティモール海の投資環境の安定性を損ねる懸念もあった。

このように、本件紛争は二国間の関係性を阻害する要因となっていた。UNCLOSの紛争解決制度に備わる調停制度⁽¹⁷⁾の初めての運用事例となったティモール海調停が、このような紛争を解決へと導いたことにより、調停は次の通り高い評価を受けることとなった。まず、国連事務総長アントニオ・グレースは、「UNCLOSに基づく紛争解決に向け…調停を検討するきっかけになるものと確信している」と述べている⁽¹⁸⁾。また、第三次国連海洋法会議の議

(15) ティモール海条約は、JPDAの石油ガス収益の90%が東ティモールに、10%がオーストラリアに配分されると規定しており、グレーターサンライズは、20.1%がJPDA内部に位置している。

(16) CMATS12条は、2007年の発効日から6年以内にグレーターサンライズの開発計画が承認されなかった場合、または10年以内に資源の生産が開始されなかった場合、いずれかの当事国が、通知により条約を終了できることを定めている。

(17) UNCLOSは、任意調停および強制調停の2種類の調停を備えているが、本件以前はどちらも運用事例がなかった。

(18) 国連広報センターニュース・プレス「オーストラリア・東ティモール新海洋境界線協定署名式に

長を務めた Tommy Koh は、両国が海洋境界画定およびグレートサンライズの法的地位に関する合意に至ったことを受けて、「海洋境界画定に関する紛争の解決手段として、調停の利用を真剣に考慮すべき」と評価している⁽¹⁹⁾。

(2) UNCLOS 強制調停の制度的特徴

東ティモールがオーストラリアを紛争解決のためのテーブルに着かせる唯一の手段として強制調停が作用していたことが、強制調停手続の有用な特徴として挙げられる⁽²⁰⁾。これは、UNCLOS の紛争解決制度における強制調停の位置づけに起因するものである。

UNCLOS は 15 部において UNCLOS の解釈・適用に関する紛争について原則として義務的な解決手続を定めている。すなわち、紛争当事国が任意で自ら選択する手段によって紛争を解決できなかった場合、一方の紛争当事国の申立によって、拘束力を有する決定に至る義務的裁判手続に付託することを認めている。義務的裁判手続として、紛争当事国は、国際海洋法裁判所（「ITLOS」）、ICJ、UNCLOS 附属書 VII によって組織される仲裁裁判所（「附属書 VII 仲裁」）、附属書 VIII によって組織される特別仲裁裁判所（「附属書 VIII 特別仲裁」）のうちいずれかを選択し、紛争当事国が上記 4 つの紛争解決の選択について合意に至らない場合は附属書 VII 仲裁に事件が付託される。しかし、このような義務的裁判の実施には例外が認められており、海洋の境界画定に関する規定の解釈・適用に関する紛争は、義務的裁判手続からの除外を書面によって宣言した国に対しては裁判管轄権が及ばない旨が定められている（298 条 1 項（a）（i））。その代わり、附属書 V2 節に定められる強制調停に付すことが認められている。強制調停は、紛争当事国の宣言により義務的裁判手続の適用から漏れてしまう紛争もカバーし、中立な第三者が介入する紛争解決のための機会を確保するよう、制度が設けられている。

ティモールギャップの問題との関連で注目すべき点として、オーストラリアは国際裁判の利用可能性を排除していた。まず、オーストラリアは、東ティモールが UNTAET による管

におけるアントニオ・グレース国連事務総長挨拶（ニューヨーク、2018 年 3 月 6 日）」（https://www.unic.or.jp/news_press/messages_speeches/sg/27679/）。原文は、Remarks at Signing Ceremony of a New Maritime Boundary Agreement between Australia and Timor-Leste (6 March 2018, António Guterres), at (<https://www.un.org/sg/en/content/sg/speeches/2018-03-06/maritime-boundary-agreement-between-australia-and-timor-leste-remarks>)。

(19) Tommy Koh, 'Maritime Boundary Conciliation Between Timor-Leste and Australia: A Success Story' Tembusu College (19 September 2017), at (<https://tembusu.nus.edu.sg/news/2017/by-prof-tommy-koh-maritime-boundary-conciliation-between-timor-leste-and-australia-a-success-story>).

(20) Elizabeth Exposto, "The Timor Sea Conciliation and Treaty: Timor-Leste's Perspective," *Australian Year Book of International Law*, Vol. 36 (2018), p.46.

理から独立を達成するに先立ち、ICJの選択条項受託宣言の強制管轄権から海洋境界画定紛争を除外する留保を付保した⁽²¹⁾。そのため、東ティモールは、ティモールギャップの問題についてICJを利用することができない状況にあった。また、オーストラリアは、ICJ選択条項受託宣言の留保を行った同日に、UNCLOS紛争解決手続の選択からICJとITLOSを除外する宣言およびUNCLOS15条、74条、83条の解釈又は適用に関する紛争について第15部2節の適用を除外する宣言を行った⁽²²⁾。そのため、東ティモールは、ティモールギャップの問題について、ICJだけでなく、UNCLOS第15部2節の義務的裁判手続も利用できない状況にあった。

さらに、ICJやUNCLOS裁判手続の利用可能性が排除されていただけではなく、ティモールギャップの解決に向けた二国間交渉を行うことも、ティモールギャップにおける恒久的な海洋境界画定問題の解決についてモラトリウムを定めたCMATSにより禁止されていた。

以上より、東ティモールがオーストラリアとティモールギャップの恒久的な海洋境界画定についての紛争解決を試みる手段は、強制調停以外に存在していなかったと解される⁽²³⁾。

(3) 大陸棚の境界線の画定手法における特徴

ティモール海事件調停における海洋境界の画定の経緯を大まかにまとめると、次の通りである。第1に、東ティモールおよびオーストラリアの主張は法的根拠に依拠したものであると言及するのみで、どちらか一方が二者択一的に正しいとは考えない(para. 240 (a))として、評価を行わなかった(para. 237)。第2に、紛争の要因が係争海域内の天然資源の収益取得であること、および天然資源の所在海域の共同管理のための特別レジームが紛争解決に不可欠であるとし、海洋境界線の議論を一旦棚上げして、天然資源の鉱床であるグレートサンライズからの収益の配分比率およびグレートサンライズの共同管理のための特別レジームについて議論を進めた(para. 143)。第3に、グレートサンライズの収益が東ティモールに多く配分されるよう、配分比率を東ティモール側のパイプラインであるティモールLNGを使用する場合は70:30、オーストラリア側のパイプラインであるダーウィンLNGを使用する場合は80:20と決定したうえで、グレートサンライズの所在海域の境界線画定に、かかる収益配分比率を紐づけ、グレートサンライズの70～80%が東ティモール側に、20～30%がオーストラリアに帰属するように同海域を分割する海洋境界線を画定する二国間条

(21) 原文はICJのウェブサイトで確認できる。<https://www.icj-cij.org/en/declarations/au>

(22) 原文は国連海事・海洋法部(DOALOS)のウェブサイトで確認できる。http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/convention_declarations#Australia%20after%20ratification

(23) 玉田大「国連海洋法条約附属書V調停事件(東チモール／オーストラリア)権限抗弁に関する決定(2016年9月19日)」『神戸法學雑誌』66巻3・4号(2017年)128頁。

約を締結させた (paras. 264-265)。第4に、グレーターサンライズの共同管理のためのレジームを、境界線と不可分の一体であるとして二国間条約内に組み入れた (para. 291)。

このように、ティモール海調停の特色として、グレーターサンライズの収益配分という紛争両当事国の具体的利益を調整したことが挙げられるが⁽²⁴⁾、このような境界線は裁判手続では採用され得なかったという点が、調停の有用性として考えられる。そこで以下では、まず調停手続の開始当初における東ティモールとオーストラリアの法的根拠に依拠した主張を確認し、その上でかかる主張が裁判手続において如何に考慮されるかを検討し、最後に境界線の画定における調停の有用性を考察する。

(i) 海洋境界画定の法規則

調停手続の開始当初において、東ティモールは、大陸棚の境界画定に両国間の中間線に依拠した主張を行い、またかかる中間線を修正すべきとする関連事情は存在しないことを主張した。これに対し、オーストラリアは、自国の大陸棚が東ティモールの沿岸から僅かに離れた位置にあるティモール海溝まで伸びているとして、「自然の延長」に依拠すべきと主張していた。

まず、UNCLOS は、大陸棚の境界画定について「衡平な解決を達成するために、…合意により行う」(83条1項)と規定するだけで、具体的な境界画定手法を特定していない。そのため、この規定は、「問題を合意により解決する必要を表明し、衡平な解決を達成すべきであるという義務を想起させるだけであり⁽²⁵⁾」、「達成されるべき目標を設定するがその達成のための方法については沈黙し、…基準に特定の内容を与えることは、国や裁判所に任せている⁽²⁶⁾」と評価されている。

(ii) 裁判手続における問題点

UNCLOS が具体的な境界線画定手法を定めなかった背景事情として、従前より存在していた等距離中間線原則・特別事情原則と、衡平原則・関連事情原則という2つの原則の対立が挙げられる。衡平原則・関連事情原則については、ICJ が北海大陸棚事件において、等距離中間線原則・特別事情原則は慣習国際法として成立していないとした上で、あらゆる場合

(24) 繁田泰宏「『海洋の衡平利用原則』の構想—2015年チャゴス仲裁と2018年チモール海調停を手がかりに」芹田健太郎、坂元茂樹、薬師寺公夫、浅田正彦、酒井啓亘編『実証の国際法学の継承〔安藤仁介先生追悼〕』(信山社、2019年)847頁。

(25) *Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Marine Area, Judgment*, I. C. J. Reports 1984, para. 95.

(26) *Continental Shelf (Libyan Arab Jamahiriya/ Malta)*, Judgment, I. C. J. Reports 1985, para. 28.

に義務的な境界画定の唯一の方法はなく⁽²⁷⁾、境界画定は衡平原則(equitable principle)に従ってあらゆる関連事情を考慮して合意によって行われるべきであると判断した⁽²⁸⁾。なお、北海大陸棚事件以降の国際判例では、等距離・中間線原則と衡平原則が整合的に理解されるように調整されている⁽²⁹⁾。例えば英仏大陸棚事件では、等距離・中間線原則は衡平原則という一般的規範に特定の表現を与えるものであると判断された⁽³⁰⁾。また、ヤン・マイエン事件では、大陸棚条約6条に規定される特別事情と衡平原則に基づく関連事情は、共に衡平な解決を達成するという観点から同化する傾向にあると指摘されている⁽³¹⁾。かかる判例の流れを経て、現在では、三段階アプローチと呼ばれる手法が「確立した判例法理」として位置づけられている。この三段階アプローチは、第1に、等距離・中間線によって暫定的な境界線を引き、第2に、衡平な結果を達成するために暫定的な等距離・中間線の修正を必要とする要素(関連事情)があるか否かを検討した上で、必要に応じて修正を施し、第3に、関連する海岸の長さや境界画定の結果としてのそれぞれの海域の面積との間に著しい不均衡が生じているという意味で不衡平な結果となっていないかを検証する、というものである。

これにより、境界線画定において何が関連事情として考慮されるのかが問題となる。この点につき、リビア＝マルタ大陸棚事件では、関連事情として考慮されるべき要因は当事国にとって無限であり得るが、裁判所にとっては法の中で発展してきた大陸棚制度に直接関連するものに限定されるとの見解が示された⁽³²⁾。同事件では、さらに、UNCLOSは大陸棚の制度とEEZの制度が共に関連しているため、EEZの範囲は大陸棚の境界画定について考慮される関連事情の1つとなり、両者に共通する要素である海岸からの距離がより重視されると判断された⁽³³⁾。同様に、バルバドス＝トリニダード・トバゴ海洋境界事件では、海域に対する権原が海岸からの距離に代わったことにより、海岸の地理が最も関連のある事情となったと判断した⁽³⁴⁾。

(27) North Sea Continental Shelf, Judgment, I. C. J. Reports 1969, para. 101 (B).

(28) *Ibid.*, para. 101 (C) (1).

(29) 江藤淳一「海洋境界画定に関する国際判例の動向」『国際問題』565号(2007年)11頁。

(30) Case Concerning the Delimitation of the Continental Shelf between United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the French Republic, Decision of 30 June 1977, Reports of International Arbitral Awards, Volume XVIII, pp. 45-46, para. 70.

(31) Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen, Judgment, I. C. J. Reports 1993, para. 56.

(32) *Supra* note 26, para.48.

(33) *Ibid.*, para. 33.

(34) Arbitration between Barbados and the Republic of Trinidad and Tobago, relating to the delimitation of exclusive economic zone and the Continental shelf between them, Decision of 11 April 2006, Reports

また非地理的要因、例えば経済的・資源的要因・海底の地質構造あるいは安全保障上の要請等については、判例の立場には完全な一致は見られないものの、概して考慮の外に置かれている⁽³⁵⁾。例えば、天然資源に関する実行について、チュニジア＝リビア大陸棚事件ではその開発のコンセッションが長い年数に渡って尊重されてきた場合に、関連事情として認められ⁽³⁶⁾、また、カメルーン＝ナイジェリア領土・海洋境界事件およびバルバドス＝トリニダード・トバゴ海洋境界事件では、コンセッションや油井の存在が紛争当事国の明示または黙示の合意を示す場合に、関連事情として考慮され得ることが認められたが⁽³⁷⁾、実際に考慮された事例はこれらの事件を含めて存在しない。

このように、海洋の境界線画定手法につき、国際法規則では紛争当事国を取り巻くあらゆる事情が勘案されることが認められているにもかかわらず、裁判手続においては、実質的に中間線および地理的要因しか原則として勘案されない事態に陥っている。したがって、調停委員会が海洋境界画定に際して裁判手続と同様の手法を採用した場合、グレーターサンライズが境界画定の関連事情として考慮されると考えることは極めて困難であると解される。

(iii) 調停による境界線画定手法とその有用性

ティモール海調停では、裁判手続では考慮要因になり得なかった、紛争両当事国にとっての具体的利益であるグレーターサンライズの収益の調整により境界線が画定されたことは、境界線画定紛争における調停の有用性として評価される要素である。境界線画定における具体的な利害調整は、紛争当事国の法的主張を厳密に評価することを棚上げすることによって可能となった。

調停が最も効果的な紛争とは、主たる争点が法的なものであるにもかかわらず、当事国が衡平な妥協を欲する紛争であるという説がある⁽³⁸⁾。このことに関して、海洋境界画定紛争は、裁判手続によって解決可能であるという意味で主たる争点は法的な性質を有する紛争であるにもかかわらず、裁判手続では考慮されない要素を勘案して合意により解決可能であるという性質を有することから、上述の説で言及されている紛争と適合する性質を有している。そして、本件調停で海洋境界画定紛争の解決に成功したため、上述の説の妥当性が検証され、また海洋境界画定紛争は調停による紛争解決手法と親和的であると評することができる。

of International Awards, volume XXVII, pp. 212-213, paras. 223-224.

(35) 杉原高嶺『国際法講義〔第2版〕』（有斐閣、2014年）334頁。

(36) *Supra* note 26, para. 96.

(37) Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Guinea intervening), Judgment, I. C. J. Reports 2002, para. 304; *Supra* note 34, para. 364.

(38) J. G. Merrills, “*International Dispute Settlement* (6th ed.),” (Cambridge University Press, 2017), p.77.

2. 紛争当事国の合意志向と手続的特徴の考察

調停は、あくまで紛争当事国の合意により紛争が解決される。なぜなら、調停報告書および勧告は、仲裁や裁判の判決と異なり法的拘束力を有さないからである。そのため、調停手続の過程において、いかにして紛争当事国を合意へと仕向けるかが、調停手続による紛争解決を成功させるうえで必ず乗り越えなくてはならない課題である。この点につき、本件調停委員会は、信頼醸成措置、手続の柔軟性、調停委員会による積極的な手続参加が重要であったと評価する（para. 286）。かかる調停委員会の評価を手掛かりに、以下では、紛争当事国が合意を志向するために、調停のどのような手続的特徴がどのように作用したかを検討する。

（1）信頼醸成措置

本件において、調停手続による紛争解決の成功のために乗り越えるべき課題として、CMATSの存在に関連して両当事国の法的な関係性が極めて複雑に入り組んだ状態になっていたことにより、調停手続により紛争解決を見込めるのか一見して疑わしかった点が挙げられる。というのも、裁判手続と異なり、手続が柔軟な調停手続では、調停手続が紛争解決の見込みが疑わしいという不信感が、調停で紛争を解決することについて躊躇させる要因となるという指摘がある⁽³⁹⁾。この点につき、以下の検討により、信頼醸成措置によってかかる複雑な法的関係性を白紙状態にしたことが有効であったと解される。

CMATSは、第1に、恒久的な海洋境界線の画定を棚上げすることを規定していた⁽⁴⁰⁾。そのため、オーストラリアは、海洋境界画定に関する紛争の解決を志向しないことが法的に許容されていた。実際、オーストラリアは伝統的に、一貫してティモール海の境界線画定は二国間交渉により決定すべきとの政治的立場をとり続けていた。第2に、CMATSは、海洋境界画定紛争のあらゆる紛争解決手続への付託を禁止することを規定していた⁽⁴¹⁾。そのため、海洋境界画定のために調停を利用することや海洋境界画定について合意することがCMATS違反を構成することになっていた。

これを受けて、調停委員会は、海洋境界画定に関する議論に立ち入る前に、「信頼醸成措置（confidence-building measure）」と呼ばれる、紛争両当事国の間で関係性に安定を与え、信頼を醸成する措置に関する議論を行った。そして、信頼醸成措置として、CMATSの終了、海洋境界画定紛争の紛争解決手続への付託はCMATSによって妨げられないことの確認、および両当事国が恒久的な海洋境界画定の交渉に取り組むことの手簡による誓約が行われた。

(39) 杉原『前掲書』（注35）567頁。

(40) CMATS4条5項。

(41) CMATS12条3項、同条4項。

ティモール海調停における CMATS のように、調停手続の過程において、既存の法的関係性が存在するせいで、紛争当事国がかかる法的根拠を強固に主張し、またそれに固執することで、調停による紛争解決の成功に不可欠である相互に受け入れ可能な譲歩を遠のかせる危険がある。そのような紛争解決の潜在的な阻害要因となる法的関係性を白紙状態にすることが、調停による紛争解決可能性に対する疑念を払拭し、調停手続を通じて紛争当事国に合意を志向させる上で重要となるのである。

(2) 手続の柔軟性

ティモール海調停では、2つの側面において手続の柔軟性が見出される。1つ目は、調停委員会と紛争当事国とのやり取りの方法、2つ目は、調停手続の過程における審理事項の射程である。

まず、1つ目の側面である、調停委員会と紛争当事国とのやり取りに関する手続の特徴について検討しよう。第1に、調停委員会は、当事国との会合に他方当事国を同席させず、個別に会合を行った。第2に、当事国が調停委員会に提出する情報は、原則として秘密に取り扱い、当該当事国の承諾を得ずに他方当事国や公衆に開示することを禁止した。第3に、形式的な会合を定期的に開催しつつ、これ以外にも、電話や電子メールを通じて、継続的に議論を行った。第4に、合併事業体や専門家チームといった紛争当事国以外の者も、調停手続における議論に参加させた。第1および第2の特徴により、秘密性を担保することで、当事国が調停手続により合意を形成するため、積極的な情報の提供や見解の表明を可能にした⁽⁴²⁾。第3および第4の特徴により、調停制度が非法的な要素を組み込むせいで紛争当事国にとって予測可能性の低い結果に至るかもしれないという課題を克服し⁽⁴³⁾、むしろ紛争両当事国及び利害関係者の意思を一層反映させることを可能にした。この4点以外にも、調停委員会は、定期的に紛争両当事国の関係者を招いてレセプションを開催した。調停が紛争解決を導くためには、調停案そのものの内容もさることながら、調停案作成に向けた紛争当事国の協調姿勢や良好な関係が必要な条件となることが予てより指摘されており⁽⁴⁴⁾、調停委員会によりかかる手続の運用は、調停手続における紛争の合意による解決に必要な、紛争両当事

(42) GInerva Le Moli and Jorge E. Viñuales, “A Foundational Experiment: The Timor Leste - Australia Conciliation” in Christian Tomuschat and Marcelo Kohen ed., *Flexibility in International Dispute Settlement Conciliation Revisited* (Brill Nijhoff, 2020), p.175.

(43) かかる課題を指摘する学説として、奥脇直也「国際調停制度の現代的展開」『立教法学』50号(1999年)40頁。

(44) S. Yee, “Conciliation and the 1982 UN Convention on the Law of the Sea,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 44 (2013), p. 327.

国の協力関係を創造することを狙いとしたものであると解される。

次に、2つ目の側面である、調停手続の過程における審理事項の射程について検討しよう。ティモール海調停では、調停手続の開始に際し、「恒久的海洋境界画定の確立を含む EEZ 及び大陸棚の境界画定に関する UNCLOS74 条及び 83 条の解釈及び適用」の紛争として東ティモールにより付託されたが、調停の権限が「友好的解決を促進し得るあらゆる措置」の勧告であることを根拠に、信頼醸成措置や共同管理の特別レジーム、資源の共同開発など、境界画定紛争に関連する多様な論点を取り扱われた。この点につき、調停における、柔軟な手続のもと、多様な論点を取り扱うことが、UNCLOS との整合性との関係で、どう捉えられるべきかが問題となる。第 1 に、信頼醸成措置の検討や調停期間の延長といった手続の柔軟性につき、調停報告それ自体は法的拘束力を持たないため、UNCLOS との整合性は問題にならない⁽⁴⁵⁾。第 2 に、調停委員会は、調停による解決内容が UNCLOS に抵触すべきでないとしている (para. 265)。つまり、調停手続の過程においては多様な論点を取り扱うことができる一方で、調停の結果として導出される紛争当事国間の合意は、UNCLOS に抵触すべきでないということである。なお、UNCLOS311 条 3 項は、UNCLOS の「趣旨及び目的の効果的な実現と両立しないもの」または UNCLOS の「基本原則の適用に影響を及ぼし又は他の締約国が [UNCLOS] に基づく権利を享受し若しくは義務を履行することに影響を及ぼすもの」でない限り、特定の国家間で UNCLOS の運用を変更または停止することを認めている。このような制限を逸脱しない限り、調停の解決内容は UNCLOS と抵触するとはみなされないだろうと解される。そのため、調停は、当事国が受け入れ可能な限り極めて柔軟な解決内容を提供することができる。

このような特徴は、手続の過程で紛争当事国の妥協点を汲み取り、合意を形成しなくてはならないという、調停の紛争解決手法の特徴に起因するものであると解される。裁判手続においては、裁判所の事項的管轄権に含まれるように紛争当事国によって定式化されて付託された紛争しか取り扱うことができず、また国際法の適用によってしか紛争を処理できない。このことと比較すると、調停は、紛争当事国が受け入れ可能である限り、あらゆる方法、そしてあらゆる内容の解決を期待できる。

(3) 調停委員の選任

調停手続は、裁判手続では考慮されないような利益をも考慮して紛争を解決できることに有用性を見出すことができること、そして当事国が合意を志向するための柔軟な手続が、調

(45) Dai Tamada “The Timor Sea Conciliation: The Unique Mechanism of Dispute Settlement”, *The European Journal of International Law*, Vol. 31, No. 1 (2021), p.341.

停による紛争解決の成功に重要であることは、これまでに述べた通りである。しかし、調停手続の過程においてそのような利益を汲み取り、また紛争両当事国が合意を達成するために、具体的にどのように手続を運用するかについては、調停委員会が重要な役割を担っている。そのため、誰を調停委員に選任するかが極めて重要である。

この点、ティモール海調停の議長として選任した調停委員であるピーター・タクソ・イェンセン氏は、法務省での職歴もあり法律に豊富な知見を有していると同時に、各国で大使を務めた外交官である。海洋境界画定紛争を調停手続により解決を試みる場合、同氏のような、利害調整のための優れた能力や高い求心力を有する外交官を起用することが、有効であると解される⁽⁴⁶⁾。

調停に対する評価として、「海洋境界画定紛争は紛争当事国のうちいずれか一方のみを勝者とするのではなく、相互に利益的な結果をもたらす性格を有しているため、調停と親和的である⁽⁴⁷⁾」という見解があるが、これは必ずしも海洋境界画定紛争と調停の関係性を十分に説明できている訳ではないように思われる。すなわち、海洋境界画定紛争はそれ自体が調停と親和的な性質を有しているだけではなく、むしろ、調停手続の過程において、調停委員会が調停に親和的になるように紛争の性質を調整しているように解される。実際、ティモール海調停に付託された紛争も、紛争当事国は当初から相互に利益的な結果をもたらすことを求めている訳ではない。ティモール海調停の手続開始当初、東ティモールもオーストラリアも、グレーターサンライズの収益を帰属させるための、法的根拠に依拠した主張に固執していた。紛争両当事国が、係争海域内で天然資源の共同開発レジームを設定し、収益を分配するという、相互に利益的な結果を調停手続の過程で求めるようになったのは、両当事国の利益や関係性などを注意深く汲み取り、相応しい解決方法を提案した、調停委員の創意工夫によるものである。このように、調停手続による紛争解決の成功に重要な要素として、調停委員の能力に一定程度依拠する部分があることは否定できない⁽⁴⁸⁾。

(46) S. Jayakumar, “Compulsory Dispute Settlement and Conciliation Under UNCLOS,” in Hao Duy Phan, Tara Devenport, Robert Beckman ed., “*The Timor-Leste/Australia Conciliation A Victory for UNCLOS and Peaceful Settlement of Dispute*” (World Scientific Publishing, 2019), p.28.

(47) *Supra* note 19.

(48) 坂元教授は、ティモール海調停と同じく、大陸棚の境界画定を巡る紛争を調停によって解決したヤンマイエン調停について、「何よりもこの調停を成功に導いた理由は、恐らく…委員会の構成によるところが大きかったように思われる」と指摘している。坂元茂樹「国際司法裁判所における「交渉命令判決」の再評価 (1)」『国際法外交雑誌』96巻3号（1997年）17頁。